

米軍公用車両番号標に関する日米合同委員会合意について

平成8年3月28日

外務省

日米地位協定第10条2に関し、平成8年3月28日の日米合同委員会において、別紙のとおり承認された。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第10条2の実施に関する措置

合衆国軍隊の公用車両（以下「車両」という。）は、以下のとおり標示を掲げる。

- 1 全ての車両は、日本の公道又は私道において運用される際には、車体の前方部及び後方部に番号標を付ける。この番号標は、横30.5センチ・メートル、縦15.5センチ・メートルより小さくないものとする。この番号標は明瞭に視認され、また、白色の背景に黒、青、又は赤色の明確な識別番号を付したものとする。また、技術的に困難な場合又は運用上禁止される場合を除く外、夜間に番号標が視認されるようにするため、車両の後方部に番号灯を取り付ける。
- 2 車両が合衆国軍隊の施設及び区域内で運用される間には、上記1の番号標を付ける必要はない。合衆国軍隊の施設及び区域から出発港へ、又は、到着港から合衆国軍隊の施設及び区域への車列を組んで移動する車両は、上記1の番号標を付ける必要はないが、個別の記号を付ける。ただし、車列の先頭車両及び最後尾車両は、上記1の番号標を付ける。